

下関市社協 次世代育成支援 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また職員全員が有給休暇の取得等で仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日までの 4年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

<対策>

- 平成28年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年 4月～ 管理職による諸制度の周知徹底
- 平成30年 4月～ 妊娠中、出産後の女性労働者に関する相談体制を確立
- 平成31年 4月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布

目標2：平成32年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成28年 4月～ 年次有給休暇の取得状況についての現状を把握
- 平成29年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
※各部署職員の意見を集約し、具体的案の確立
- 平成30年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成31年 4月～ 取得促進のための取組の開始
※社内ネットワーク掲示板に取得促進のための広告掲載